

▶ 危険物データベース登録申請支援サービスの受託開始

消防法上の危険物を取り巻く社会環境は、相次ぐ火災事故等を受け、監視の強化や規制範囲の拡大など年々厳しさを増しております。化学物質を取扱う事業者は、これまで以上に保安防災に努めることが要求されていると言えます。

当社は、平成元年（1989）に消防法が大幅改正されて以降、長年に渡り危険物判定試験を実施しており、多種多様な化学物質について数多くの判定実績があります。この実績を生かした新しいサービスとして、『危険物データベース登録申請支援サービス』の受託を開始しました。

本サービスにより、総務省消防庁が運用する「危険物データベース」への登録に必要な、類別判定試験、申請書類の作成、発送までを一貫して当社に委託して頂けます。

① 危険物データベース

総務省消防庁内に構築、運用されているデータベースで、これに登録された物品は、危険物保安技術協会から「危険物データベース登録確認書※」の交付を受けることができます。

（※別途、危険物保安技術協会への交付申請（有料）が必要です）。

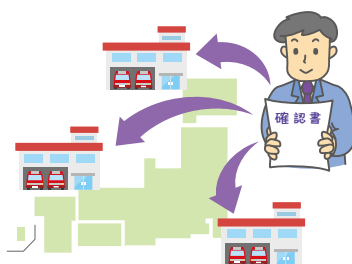
② 危険物データベース登録確認書

所轄消防機関への各種申請や届出を行う際、対象物品の危険物分類および品名を示す書類として利用できます（通常、危険物判定試験結果をまとめた報告書一式及び当該結果の妥当性を示す根拠資料（当該物品の組成情報等）が必要とされています）。

◆ 危険物データベース登録のメリット 事務処理の迅速化が期待できます

複数の地域で同じ物品を取扱う場合、所轄消防機関への各種申請や届出用の書類として「危険物データベース登録確認書」を用いることで、地域ごとに判定を受ける必要がありません。

また、第三者への交付を「可」として登録することで、お取引先が自由に交付を受けることができますので、お客様とお取引先の双方で事務処理の迅速化が期待できます。



企業秘密の保持に役立ちます

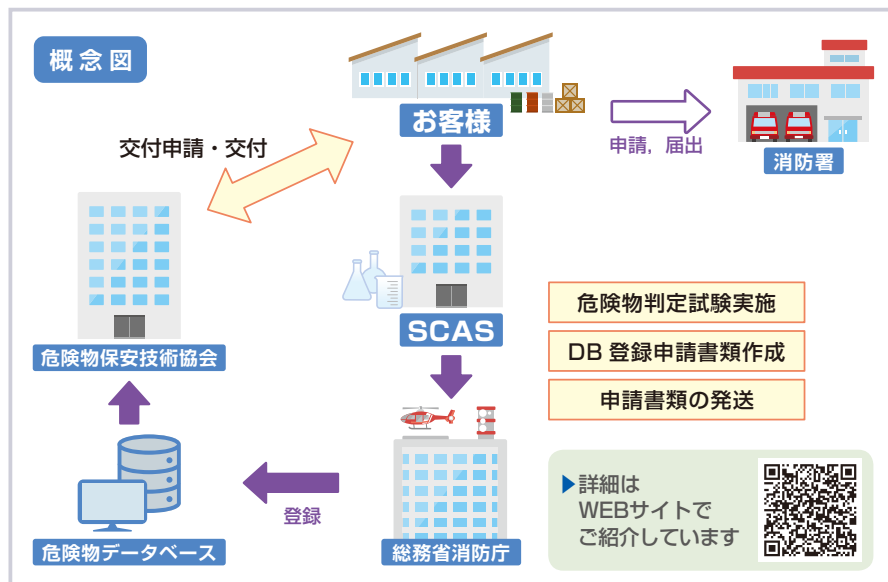
「危険物データベース登録確認書」には組成情報が記載されませんので、企業秘密を

保持しながら、該当する危険物分類および品名を示す根拠資料として利用できます。



社会の安全に貢献

「危険物データベース」に登録された情報は、同種の物品が関連する火災等の事故が発生した際、消火活動等の補助情報として消防機関に提供されることがあり、いち早い対応に役立ちます。



分析サービス・製品に関するお問合せ

Web <https://www.scas.co.jp/contact/>
 ■ お問合せフォーム ■ 依頼票ダウンロード

☎ 電話 03-5689-1219

☎ FAX 03-5689-1222

✉ メール marketing@scas.co.jp

企業情報

Web <https://www.scas.co.jp/company/>
 ■ 所在地案内 ■ 会社概要 など

SCASNEWS誌に関するお問合せ

✉ メール scasnews@scas.co.jp

☎ 06-6202-1807 ☎ 06-6202-0116

SCAS NEWS 2019-II (通巻50号)

発行 2019.8.27

発行者 株式会社住化分析センター

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-17 住化不動産横堀ビル

編集担当 技術・経営戦略室

SCAS Sumika Chemical Analysis Service

はインシュタインの疑問符です。彼のあくなき好奇心と探求心こそが、宇宙真理発見の原動力だったのかもしれない。

〔無断転載禁止〕